

【表紙】

【発行登録番号】 27 - 関東40

【提出書類】 発行登録書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2015年3月30日

【会社名】 株式会社クラレ

【英訳名】 KURARAY CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 伊藤 正明

【本店の所在の場所】 岡山県倉敷市酒津1621番地

【電話番号】 086(422)0580
(上記は登記上の本店所在地であり、実際の本社業務は下記において行っています。)
東京都千代田区大手町1丁目1番3号
03(6701)1127

【事務連絡者氏名】 経理・財務本部 財務部長 西 泰樹

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区大手町1丁目1番3号

【電話番号】 03(6701)1070

【事務連絡者氏名】 経営企画室 IR・広報部長 井出 章子

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券

【発行予定期間】 この発行登録書による発行登録の効力発生予定日(2015年4月7日)から2年を経過する日(2017年4月6日)まで

【発行予定額又は発行残高の上限】 発行予定額
0円 (注)1
400,000,000円 (注)2
(注)1 新株予約権証券の発行価額の総額です。
2 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額を記載しています。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】

当社東京本社

(東京都千代田区大手町1丁目1番3号)

当社大阪本社

(大阪市北区角田町8番1号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 当社東京本社及び当社大阪本社は法定の縦覧場所ではありませんが、投資家の便宜のため縦覧に供しています。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

以下に記載するもの以外については、有価証券を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

1 【新規発行新株予約権証券】

(1) 【募集の条件】

発行数	未定 (注)1、(注)2
発行価額の総額	0円
発行価格	0円
申込手数料	該当事項はありません。(注)3
申込単位	該当事項はありません。(注)3
申込期間	該当事項はありません。(注)3
申込証拠金	該当事項はありません。(注)3
申込取扱場所	該当事項はありません。(注)3
割当日	該当事項はありません。(注)3
払込期日	該当事項はありません。(注)3
払込取扱場所	該当事項はありません。(注)3

(注)1 新株予約権の割当総数は、新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における最終の当社の発行済みの普通株式の総数（但し、同時点において当社の有する当社の普通株式の数を除きます。）と同数とします。

2 当社は、割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社の普通株式（但し、同時点において当社の有する当社の普通株式を除きます。）1株につき1個の割合で新株予約権の無償割当てをします。

3 新株予約権の無償割当てが行われるため、申込手数料、申込単位、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、割当日、払込期日及び払込取扱場所はありませぬ。なお、新株予約権の無償割当ての効力発生日は、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	株式会社クラレ 普通株式 単元株式数は、100株です。完全議決権付株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。
新株予約権の目的となる株式の数	未定 新株予約権1個当たりの目的である株式の数は1株（以下「対象株式数」といいます。）とします。但し、当社が株式の分割又は株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。
新株予約権の行使時の払込金額	未定 (注)1
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	未定
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	未定
新株予約権の行使期間	未定 (注)2
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	未定
新株予約権の行使の条件	未定 (注)3
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	未定 (注)4、(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社の取締役会の承認を要するものとします。

代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	未定

- (注)1 各新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の当社の普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。
- 2 新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。
- 3 特定大量保有者(注)6、特定大量保有者の共同保有者(注)7、特定大量買付者(注)8、特定大量買付者の特別関係者(注)9、若しくは これら 乃至 の者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け若しくは承継した者、又は、 これら 乃至 に該当する者の関連者(注)10(これらの者を総称して、以下「非適格者」といいます。)は、新株予約権を行使することができないものとします。なお、新株予約権の行使条件の詳細については、新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。
- 4 当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が所有する新株予約権を取得し、これと引き替えに新株予約権1個につき対象株式数の当社の普通株式を交付することができるものとします。また、非適格者が所有する新株予約権を取得する場合には、その対価として現金の交付は行わないこととします。なお、新株予約権の取得条件の詳細については、新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。
- 5 当社取締役会が、発動した対抗措置の中止又は撤回を決議した場合その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。
- 6 当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。以下別段の定めがない限り同じです。)の保有者(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者を意味し、同条第3項の規定に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じです。)で、当社の株券等に係る株券等保有割合(注)11が20%以上である者又はこれに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。
- 7 金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。
- 8 公開買付け(金融商品取引法第27条の2第6項に規定する公開買付けを意味します。以下同じです。)によって当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。以下本注において同じです。)の買付け等(金融商品取引法第27条の2第1項に規定する買付け等を意味します。以下同じです。)を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める者を含みます。)に係る株券等の株券等所有割合(注)12がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。
- 9 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者を意味します。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じです。
- 10 ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共通の支配下にある者(当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。)又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に規定されます。)をいいます。
- 11 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合を意味します。以下同じです。なお、各株券等保有割合の算出にあたっては、発行済株式の総数(同項に規定する発行済株式の総数をいいます。)は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直前に提出されたものを

参照することができるものとします。

- 12 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合を意味します。以下同じです。なお、各株券等所有割合の算出にあたっては、総議決権の数（同項に規定する総議決権の数をいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

新株予約権の無償割当てが行われるため、新株予約権の発行による手取金は発生しません。新株予約権の行使による払込みは、新株予約権者の判断によるため、新株予約権の行使による払込みの手取金の額は未定です。

(2) 【手取金の使途】

未定

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【その他の記載事項】

当社の株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続について

当社は、2015年2月24日開催の当社取締役会において、2015年3月27日開催の当社第134回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）において出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されることを条件として、以下の内容の当社の株式の大量買付行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます。）の導入を決定の上、2015年2月24日付で公表し、また本定時株主総会において、出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決頂いております。

なお、本プランで引用する法令の規定は、2015年2月24日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の改正（法令名の変更や旧法令を承継する新法令の制定を含みます。）があり、それらが施行された場合には、本プランにおいて引用する法令の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後のこれらの法令の各条項を実質的に承継する法令の各条項に、それぞれ読み替えられるものとします。

1. 本プラン導入の目的

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上を目的として、本プランを導入いたします。本プランの導入に関する当社の考え方の詳細は、以下のとおりです。

当社は、中期経営計画に沿った事業の強化・拡大、コーポレート・ガバナンス体制の構築及び株主の皆様への利益配分の基本方針に基づく適正な利益配分等、当社の企業価値・株主共同の利益を向上させるための様々な取組みを現に行っております。また、当社グループは、多くのグループ関連企業から成り立ち、事業分野も酢酸ビニル系・イソプレン系のコア事業を中心として、機能性樹脂・フィルム、化学品、合成繊維、人工皮革、メディカル製品、環境関連製品等幅広い範囲に及んでおります。

したがって、当社が買付者から買付提案を受けた場合に、株主の皆様が、当社の行っている企業価値・株主共同の利益を向上させるための様々な取組みや個々の事業の状況を踏まえた当社の企業価値、及び具体的な買付提案の条件・方法等について十分に理解された上で、当該買付提案に応じるか否かのご判断を短期間のうちに適切に行うことは、極めて困難であると考えられます。そのため、当社は、株主の皆様がかかる買付提案に応じるか否かのご判断を適切に行うためには、買付者から一方的に提供される情報だけでなく、現に当社の経営を担い当社の事業及び上記の様々な取組みの内容に精通している当社取締役会から提供される情報並びに当該買付提案に関する当社取締役会の意見等を含む十分な情報が株主の皆様に対して提供されることが必要であるとともに、株主の皆様がこれらの情報を熟慮するための十分な時間が確保されることが不可欠であると考えます。また、当社は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者の買付提案の条件・方法を変更・改善させる必要があると判断する場合には、買付提案の条件・方法について、買付者と交渉するとともに、代替案の提案等を行う必要もあると考えており、そのために必要な時間も確保されるべきであると考えます。

さらに、当社取締役会は、買付者の有する買付け後の当社の経営方針等を含め、当該買付提案の条件・方法等を評価・検討した結果、買付者の買付提案が、当社の株式を買い集め、多数派株主として自己の利益の追求のみを目的として濫用的な会社運営を行うものであったり、株主の皆様が当社の株券等の売却を事実上強要し又は株主の皆様が当該買付提案の条件・方法等について検討し、当社取締役会が代替案の提案等を行うための十分な時間を確保しないものである等の当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると判断される場合には、当該買付行為に対して必要かつ相当な対抗措置を講じる必要もあるものと考えます。

そこで、当社取締役会は、買付者及び買付提案者(併せて以下「大量買付者」といいます。)に対して、事前に当該大量買付者が実施しようとする買付けに関する必要な情報の提供及びその内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求め、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう買付けを防止するために、本プランを導入することを決定いたしました。

本プランは、大量買付行為(下記2.(1)において定義されます。以下同じです。)を行おうとする大量買付者に対して十分な情報の提供と十分な検討等の期間の確保を要請したにもかかわらず、かかる要請に応じない大量買付者に対して、又は、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう大量買付行為を行い、若しくは行おうとする大量買付者に対して、対抗措置を発動できることとしています。したがって、本プランは、これらの大量買付者による大量買付行為を防止するものであり、本プランの導入は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みであります。

なお、本プランを導入するに際しては、株主の皆様のご意思を反映することが望ましいことはいうまでもありません。そのため、当社は、本プランに関して株主の皆様のご意思を反映させるべく、本定時株主総会において出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されることを条件として、本プランを導入することを決定いたしました。

また、当社取締役会による本プラン導入の決定時点におきましては、特定の第三者より当社取締役会に対して、当社の株式の大量買付行為に関する提案がなされている事実はありません。

2. 本プランの内容

(1) 対抗措置発動の対象となる大量買付行為

本プランにおいては、次の若しくはに該当する行為又はこれらに類似する行為(但し、当社取締役会が予め承認したものを除きます。このような行為を以下「大量買付行為」といいます。)がなされ又はなされようとする場合には、本プランに基づく対抗措置が発動されることがあります。

当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合の合計が20%以上となる買付け

当社が発行者である株券等(注1)について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(注1)金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します(なお、証券が発行されていない株式その他の権利も含まれます。)。以下において同じです。

(2) 大量買付者に対する情報提供の要求

() 意向表明書の提出

大量買付者が大量買付行為を行う場合には、当社取締役会が予め承認した場合を除き、まず、その実施に先立ち、当社に対して、当該大量買付者が大量買付行為に際して本プランに定められた手続(以下「大量買付ルール」といいます。)を遵守する旨の誓約その他一定の事項を記載した意向表明書を提出していただきます。

具体的には、意向表明書には、以下の事項を記載していただきます。

大量買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先、会社等の目的及び事業の内容並びに大株主又は大口出資者(所有株式数又は出資割合上位10名)の概要

大量買付行為の概要(大量買付者が大量買付行為により取得を予定する当社の株券等の種類及び数並びに大量買付行為の目的の概要(支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大量買付行為後の当社の株券等の第三者への譲渡又は重要提案行為等(注2)を行うことその他の目的がある場合には、その旨及び概要。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。))を含みます。)

大量買付者が現に保有する当社の株券等の数及び意向表明書提出日前60日間における大量買付者の当社の株券等の取引状況

大量買付ルールを遵守する旨の誓約

(注2)金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定する重要提案行為等を意味します。以下別段の定めがない限り同じです。

()大量買付情報の提供

大量買付者には、上記()の意向表明書を提出いただいた場合には、以下の手順に従い、当社取締役会に対して、大量買付行為に対する当社の株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報(以下「大量買付情報」といいます。)を提供していただきます。

当社取締役会は、上記()の意向表明書受領後10営業日(注3)(初日不算入とします。)以内に、大量買付者に対し、当初提供していただくべき情報を記載したリスト(以下「大量買付情報リスト」といいます。)を、上記()の国内連絡先宛に発送します。

(注3)営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日を行います。以下別段の定めがない限り同じです。

提供していただく情報の具体的内容は、大量買付者の属性、大量買付行為の条件・方法等により異なりますが、以下の各項目に記載する情報は、原則として大量買付情報リストの一部に含まれるものとします。なお、大量買付情報リストに含まれる情報の具体的な内容については、当社取締役会が、当該大量買付行為の条件・方法等に照らして合理的に決定します。

(ア)大量買付者に関する事項

大量買付者及びそのグループの詳細

(イ)大量買付行為の具体的内容

大量買付行為の目的、方法及び内容

大量買付行為の買付対価の内容、並びに買付価格の算定の基礎及び経緯

大量買付行為に際して第三者との間における意思連絡が存する場合には、その相手方及び内容

大量買付行為に要する資金の調達状況及び当該資金の調達先の概要

大量買付者が既に保有する当社の株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻し契約、売買の予約その他第三者との間

の重要な契約又は取決め(以下「担保契約等」といいます。)がある場合には、その内容

大量買付者が大量買付行為の完了後に取得を予定する当社の株券等に関する担保契約等の締結その他の第三者との間の合意の予定がある場合には、その内容

支配権取得又は経営参加を大量買付行為の目的とする場合には、大量買付行為の完了後に意図する当社及び当社グループの支配権取得又は経営参加の方法並びに支配権取得後の経営方針又は経営参加後の計画。組織再編等の当社及び当社グループの経営方針に対して重大な変更を加え、又は重大な影響を及ぼす行為を予定している場合には、その内容及び必要性

純投資又は政策投資を大量買付行為の目的とする場合には、大量買付行為の後の株券等の保有方針、売買方針及び議決権の行使方針並びにそれらの理由。長期的な資本提携を目的とする政策投資として大量買付行為を行う場合には、その必要性

重要提案行為等を行うことを大量買付行為の目的とする場合又は大量買付行為の後に重要提案行為等を行う可能性がある場合には、その内容

大量買付行為の後、当社の株券等をさらに取得する予定がある場合には、その理由及びその内容

大量買付行為の完了後に意図する当社グループの従業員、取引先、顧客、地域社会等の利害関係者の処遇方針

大量買付者が当社及び当社グループの事業と同種の事業を営んでいる場合には、大量買付行為の完了後における独占禁止法又は海外競争法に照らした適法性についての考え方

また、大量買付情報リストに従い大量買付者から当初提供していただいた情報だけでは、当該大量買付行為の条件・方法等に照らして、株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のためには不十分であると当社取締役会が客観的合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を大量買付者から提供していただきます。なお、大量買付ルールの迅速な運用が確保されるよう、大量買付情報リストの発送日から起算して60営業日(初日不算入とします。)(以下「情報提供要請期間」といいます。))を経過しても当社が求める情報が提出されない場合には、その時点で当社取締役会は大量買付情報の提供に係る大量買付者とのやり取りを打ち切り、当社取締役会による評価・検討等を開始するものとします。ただし、大量買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合または大量買付行為の内容・規模等および大量買付情報の具体的な提出状況等を考慮して必要であると当社取締役会が判断した場合には、30営業日(初日不算入とします。))を上限として情報提供要請期間を延長することができるものとします。その際、当社取締役会は、特別委員会に対して、期間延長の必要性および理由を説明の上、その是非について諮問し、その勧告を最大限尊重するものとしたします。

なお、意向表明書が提出された事実及び大量買付者から提供された情報については、株主の皆様のご判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会は適時かつ適切にその全部又は一部を株主の皆様に公表いたします。

また、当社取締役会は、大量買付者から提供された情報が大量買付情報として十分であり、大量買付情報の提供が完了したと客観的合理的に判断する場合には、速やかに、その旨を大量買付者に対して通知(以下「情報提供完了通知」といいます。))するとともに、株主の皆様に公表いたします。

()使用言語

上記()の意向表明書の提出及び上記()の大量買付情報の提供は日本語で行っていただきます。

(3)取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後または情報提供要請期間が経過した後、当該大量買付行為の内容に応じて、意見形成、代替案の策定等の難易度等を勘案し、下記 又は に定める期間(いずれの場合も初日不算入とします。))の範囲内で合理的に必要な期間を、当社取締役会による大量買付行為の条件・方法等の評価・検討、大量買付者との協議・交渉、大量買付行為に関する意見形成、代替案の策定等を行うための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。))として設定します。

対価を現金(円貨)のみとする当社の株券等の全てを対象とする公開買付けによる大量買付行為の場合には

最長60日

その他の大量買付行為の場合には最長90日

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、大量買付者から提供された情報に基づき、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から大量買付行為の条件・方法等の評価・検討を行い、大量買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、その内容を大量買付者に対して通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様に公表いたします。また、当社取締役会は、必要に応じて、当該大量買付者との間で大量買付行為の条件・方法について協議・交渉を行うとともに、当社取締役会として株主の皆様に対する代替案の策定等を行うものとします。

なお、当社取締役会が取締役会評価期間内に上記の評価・検討、大量買付者との協議・交渉、大量買付行為に関する当社取締役会としての意見の形成又は株主の皆様に対する代替案の策定等を完了するに至らないことにやむを得ない事由がある場合には、当社取締役会は、特別委員会に対して取締役会評価期間の延長の必要性及び理由を説明の上、その是非について諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、合理的に必要と認められる範囲内で取締役会評価期間を延長することができるものとします。但し、延長は一度に限るものとし、延長の期間は最長30日間(初日不算入とします。))とします。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合には、当社は、当該決議された具体的期間及び当該延長の理由について、適用ある法令及び金融商品取引所規則に従い、適時かつ適切に株主の皆様に公表いたします。

大量買付者は、取締役会評価期間の経過後においてのみ、大量買付行為を開始することができるものとします。

なお、株主意思確認総会を招集する場合については、下記(4)()(ウ)をご参照ください。

(4)大量買付行為がなされた場合の対応方針

()対抗措置発動の条件

(ア)大量買付者が大量買付ルールに従わずに大量買付行為を行う場合

特別委員会の勧告に基づき発動する場合

大量買付者が大量買付ルールに従わずに大量買付行為を行い又は行おうとする場合には、具体的な大量買付行為の条件・方法等の如何を問わず、当社取締役会は、当該大量買付行為を当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう敵対的買収行為とみなし、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるために必要かつ相当な対抗措置(その具体的内容については、下記()をご参照ください。)を発動することができるものとします。

かかる場合、下記3.(1)()に記載のとおり、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は、必要に応じて当社取締役会から独立したフィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の外部専門家(以下「外部専門家等」といいます。)の助言を得た上で、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会による勧告を最大限尊重するものいたします。当社取締役会が対抗措置を発動することを決議した場合には、速やかに当該決議の内容を公表いたします。

株主意思確認総会決議に基づき発動する場合

上記にかかわらず、対抗措置の発動に際して、その是非につき株主の皆様のご意思を確認するための株主総会(以下「株主意思確認総会」といいます。)を招集することを特別委員会が勧告した場合には、当社取締役会は、株主意思確認総会を招集し、対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様のご意思を確認させていただくことができるものとします。

(イ)大量買付者が大量買付ルールに従って大量買付行為を行う場合

特別委員会の勧告に基づき発動する場合

大量買付者が大量買付ルールに従って大量買付行為を行い又は行おうとする場合には、当社取締役会が仮に当該大量買付行為に対して反対であったとしても、原則として、当該大量買付行為に対する対抗措置は発動しません。大量買付者による大量買付行為の提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該大量買付行為に関して大量買付者から提供された情報及びそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

但し、大量買付者が大量買付ルールに従って大量買付行為を行い又は行おうとする場合であっても、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると明白に認められる場合には、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるために必要かつ相当な対抗措置(その具体的内容については、下記()をご参照ください。)を発動することがあります。

例えば、以下に掲げるいずれかの類型に該当し、それによって当社に回復し難い損害を与えたり、株主の皆様が当社の株券等の売却を事実上強要するおそれがあると客観的に合理的に判断される場合が、これに該当するものと考えます。

- (a) ただ株価をつり上げて高値で当社の株券等を当社の関係者に引き取らせる目的で当社の株券等の取得を行っている又は行おうとしている者(いわゆるグリーンメイラー)であると判断される場合
- (b) 当社の会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社又は当社グループ会社の資産を当該大量買付者又はそのグループ会社等に移転させる目的で当社の株券等の取得を行っているとして判断される場合
- (c) 当社の会社経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を当該大量買付者又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株券等の取得を行っているとして判断される場合
- (d) 当社の会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいはかかる一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株券等の高値売り抜けをする目的で当社の株券等の取得を行っているとして判断される場合
- (e) 大量買付者の提案する当社の株券等の大量買付行為の条件(買付対価の種類、価額及びその算定根拠、その他の条件の具体的内容(買付けの時期及び方法を含みます。))、違法性の有無、実現可能性等を含みますがこれらに限られません。)が、著しく不十分又は不適切なものであると判断される場合
- (f) 大量買付者の提案する当社の株券等の大量買付行為の方法が、いわゆる強圧的二段階買収(最初の買付けで当社の株券等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確

にしないで、公開買付け等の株券等の買付けを行うことをいいます。)等の、株主の皆様への判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様へ当社の株券等の売却を強要するおそれがあると判断される場合

(g) 大量買付者による支配権の取得により、当社の企業価値の源泉をなす重要な経営資源(独創性の高い技術・ノウハウ、特定の市場分野における知識・情報、長期にわたり醸成された取引先との深い信頼関係、専門分野に通暁した質の高い人材等。)が著しく毀損され、それによって、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうおそれがあると判断される場合

なお、上記に掲げるいずれかの類型に形式的に該当することのみをもって、上記の対抗措置を発動することはありません。あくまで当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると明白に認められる場合に限り、上記の対抗措置を発動することがあります。

かかる場合、下記3.(1) ()に記載のとおり、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は、必要に応じて外部専門家等の助言を得た上で、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会による勧告を最大限尊重するものいたします。当社取締役会が対抗措置を発動することを決議した場合には、速やかに当該決議の内容を公表いたします。

株主意思確認総会決議に基づき発動する場合

上記にかかわらず、株主意思確認総会を招集することを特別委員会が勧告した場合には、当社取締役会は、株主意思確認総会を招集し、対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様のご意思を確認させていただくことができるものとし、また、かかる勧告がない場合であっても、対抗措置の発動の是非につき株主の皆様のご意思を直接確認することが適切であると当社取締役会が判断した場合には、株主意思確認総会を招集し、対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様のご意思を確認させていただくことができるものとし、

(ウ)株主意思確認総会を招集する場合の取扱い

当社取締役会は、株主意思確認総会を招集する場合には、対抗措置の発動の是非について当該株主意思確認総会の決議に従うものとし、

大量買付者は、当社取締役会が株主意思確認総会を招集することを決定した場合には、当該株主意思確認総会最終時まで、大量買付行為を開始することができないものとし、なお、株主意思確認総会が招集されない場合においては、上記(3)に記載のとおり、取締役会評価期間の経過後に大量買付行為を開始することができるものとし、

()対抗措置の内容

当社取締役会は、上記() (ア)又は(イ)において発動することとされる対抗措置として、新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の無償割当てを行うこととします。

なお、本新株予約権の概要は、「第1 募集要項」に記載のとおりとします。

3. 本プランの合理性及び公正性を担保するための仕組みについて

(1)特別委員会の設置及び諮問等の手続

()特別委員会の設置

取締役会評価期間を延長するか否か、対抗措置を発動するか否か、及び発動した対抗措置を維持するか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います(但し、株主意思確認総会を招集する場合には、当該株主意思確認総会の決議に従います。)が、その判断の合理性及び公正性を担保するため、またその他本プランの合理性及び公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置しております。特別委員会の委員は、3名以上とし、社外取締役及び社外監査役の中から選任されるものとし、本発行登録書提出日(2015年3月30日)現在において、特別委員会の委員には、塩谷隆英氏、浜口友一氏、及び藤本美枝氏の合計3名が就任しております。

()対抗措置発動の手続

当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の合理性及び公正性を担保するために、以下の手続を経ることとします。

まず、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問します。

特別委員会は、この諮問に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得た上で、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会による勧告を最大限尊重するものとします。但し、上記2.(4)()に記載のとおり、株主意思確認総会を招集し、大量買付者に対して対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様のご意思を確認させていただく場合もあります。

なお、当社取締役会は、特別委員会に対する上記諮問のほか、大量買付者から提供された情報その他の情報に基づき、大量買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益に与える影響を検討の上で、対抗措置の発動の是非を判断するものとします。

()特別委員会に対するその他の諮問

当社取締役会は、大量買付者から提供された情報が大量買付情報として十分であるかについて疑義がある場合、株主の皆様に対して当社取締役会が代替案の策定等をする場合、その他当社取締役会が必要と認める場合には、情報提供要請期間の延長の是非、取締役会評価期間の延長の是非、対抗措置の発動の是非及び対抗措置の維持の是非以外についても、任意に特別委員会に対して諮問することができるものとし、かかる諮問がなされたときは、特別委員会は、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当該諮問に係る事項につき検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会は、かかる特別委員会の勧告についても最大限尊重するものとします。

(2)株主の皆様のご意思の確認

()本プランの導入に関する株主の皆様のご意思の確認

当社取締役会は、本プランの導入に関する株主の皆様のご意思を確認するため、本定時株主総会において本プランの導入に関する議案をお諮りし、同議案が出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されることを条件として、本プランを導入することを決議しました。同議案は、本定時株主総会において出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決頂いております。

()対抗措置の発動に関する株主の皆様のご意思の確認

上記2.(4)()に記載のとおり、所定の場合には、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、株主意思確認総会を招集し、大量買付者に対して対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様のご意思を確認させていただくことができるものとしております。

(3)外部専門家等の助言

当社取締役会は、大量買付情報リストに含まれる情報の具体的な内容、大量買付者が提供した情報の大量買付情報としての十分性、取締役会評価期間の設定、取締役会評価期間の延長の是非、対抗措置の発動の是非、及び対抗措置の維持の是非に関して判断・決定する場合、大量買付行為の条件・方法等を評価・検討等する場合、その他当社取締役会が必要と認める場合について、その判断等の合理性及び公正性を担保するため、またその他本プランの合理性及び公正性を担保するために、外部専門家等の助言を得るものとします。

(4)発動した対抗措置の中止又は撤回

当社取締役会が本プランに基づき対抗措置を発動した場合であっても、大量買付者が大量買付行為を中止若しくは撤回した場合、又は、対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、当該対抗措置の維持の是非について検討し、上記 又は の場合に該当することとなった具体的事情を提示した上で、特別委員会に諮問するものとします。特別委員会は、当該諮問に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当該対抗措置の維持の是非について検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を維持するか否かの判断に際し、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

上記特別委員会の勧告を踏まえた結果、当社取締役会が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置を維持することが相当でない判断に至った場合には、発動した対抗措置を、当社取締役会は中止又は撤回し、速やかにその旨を公表いたします。

(5)本プランの有効期間並びに継続、廃止及び変更についての株主の皆様のご意思の尊重

本プランの有効期間は、2018年に開催される当社第137回定時株主総会の終結時までとします。

なお、かかる有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止若しくは変更する旨の議案が承

認められた場合又は 当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止又は変更されるものとします。

また、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更若しくは解釈・運用の変更又は税制若しくは裁判例の変更により合理的に必要と認められる範囲内で、特別委員会の承認を得た上で、本プランを変更することがあります。

本プランについては、2016年以降に開催される毎年の当社定時株主総会の終結後最初に開催される当社取締役会において、その継続、廃止又は変更について、検討の上、決定します。当社は、本プランが廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実及び変更の場合には変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、適用ある法令及び金融商品取引所規則に従って速やかに情報開示を行います。

4. 本プランの合理性について

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること等

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意の原則、必要性・相当性確保の原則）を完全に充足しています。また、当社取締役会が大量買付者に対して提供を求める情報を合理的に決定する旨を明示し、当社取締役会が対抗措置を発動することができる場合につき、当該大量買付行為が一定の類型に形式的に該当するだけでは足りず、それによって、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものと明白に認められることが必要である旨を明示する等、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他昨今の買収防衛策に関する議論等を踏まえた内容となっております。さらに、本プランは、東京証券取引所が定める買収防衛策の導入に係る諸規則等の趣旨に合致するものです。

(2) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されること

本プランは、上記1.に記載のとおり、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、大量買付者に対して、事前に当該大量買付者が実施しようとする大量買付行為に関する必要な情報の提供及びその内容の評価・検討等に必要期間の確保を求めるために導入されるものです。

(3) 株主の皆様のご意思を重視するものであること（株主総会決議とサンセット条項）

当社は、本プランについての株主の皆様のご意思を反映するため、本定時株主総会において本プランの導入に関する議案をお諮りしました。同議案は、出席株主の皆様のご議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されております。

また、上記2.(4)()に記載のとおり、所定の場合には、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、株主意思確認総会を招集し、大量買付者に対して対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様のご意思を確認させていただくことができるものとしております。

さらに、上記3.(5)に記載のとおり、本プランの有効期間は、2018年に開催される当社第137回定時株主総会の終結時までであり、また、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止若しくは変更する旨の議案が承認された場合又は 当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止又は変更されます。

加えて、当社の取締役の任期は1年となっていますので、たとえ本プランの有効期間の満了前であっても、取締役の選任を通じて株主の皆様のご意向を示していただくことも可能です。

したがって、本プランの導入、廃止及び変更、並びに対抗措置の発動には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっております。

(4) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記2.(4)()に記載のとおり、合理的かつ客観的な要件が充足されない限りは、対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものです。

(5) 特別委員会の設置

上記3.(1)()に記載のとおり、当社は、本プランの導入にあたり、取締役会評価期間を延長するか否か、対抗措置を発動するか否か、及び発動した対抗措置を維持するか否かについての当社取締役会の判断の合理性及び公正性を担保す

るため、またその他本プランの合理性及び公正性を担保するために、当社取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置しております。

これにより、当社取締役会による恣意的な本プランの運用又は対抗措置の発動を防止するための仕組みが確保されております。

(6) デッドハンド型買収防衛策等ではないこと

上記3.(5)に記載のとおり、本プランは、当社株主総会で選任された取締役で構成された当社取締役会により、いつでも廃止することができるものとされております。したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。また、当社の取締役の任期は1年となっていますので、本プランは、取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策でもありません。

5. 株主及び投資家の皆様への影響

(1) 本プランの導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの導入時には、本新株予約権の無償割当て自体は行われません。したがって、本プランがその導入時に株主及び投資家の皆様の有する当社の株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てに係る決議を行った場合には、割当期日における最終の株主名簿に記載された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個の割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような対抗措置の仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主及び投資家の皆様が保有する当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの、保有する当社の株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社の株式1株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主及び投資家の皆様の有する当社の株式全体に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

なお、当社取締役会が、対抗措置として本新株予約権の無償割当てに係る決議をした場合であっても、上記3.(4)に記載の手續等に従い当社取締役会が発動した対抗措置の中止又は撤回をした場合には、株主及び投資家の皆様が保有する当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化も生じないことになるため、当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、本新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使又は取得に際して、大量買付者の法的権利等に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、大量買付者以外の株主及び投資家の皆様の有する当社の株式全体に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要な手續

本新株予約権の割当手續に関しては、割当期日における株主名簿に記載された株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権が付与されるため、申込みの手續は不要です。

また、株主の皆様には、新株の取得のために所定の期間内に本新株予約権を行使していただく(その際には一定の金銭の払込みを行っていただきます。)必要が生じる可能性があります。かかる場合には、当社は、その手續の詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に公表いたします。

6. その他

本プランは、2015年2月24日開催の当社取締役会において社外取締役2名を含む当社取締役全員の賛成により決定されたものです。当該取締役会には、社外監査役3名を含む当社監査役全員が出席し、いずれの監査役も、本プランに賛同しております。

第二部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第134期(自 2014年4月1日 至 2014年12月31日) 2015年3月27日関東財務局長に提出

2 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日(2015年3月30日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2015年3月30日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書(第134期事業年度)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後本発行登録書提出日(2015年3月30日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本発行登録書提出日(2015年3月30日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

当社本店

(岡山県倉敷市酒津1621番地)

当社東京本社

(東京都千代田区大手町1丁目1番3号)

当社大阪本社

(大阪市北区角田町8番1号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第三部 【保証会社等の情報】

該当事項はありません。